4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、入札公告等の年度に対応する国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係。）及び国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の所掌する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について定める「競争参加者の資格に関する公示」６競争参加者の資格審査（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとし、構成員の数は調達案件毎の入札公告等に記載がある場合はそれによるものとする。

１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

２）調達案件毎の入札公告等において参加資格として示した業種区分の近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該業務の年度に対応する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

なお、異なる業種区分の設計共同体を認める場合には、調達案件毎の入札公告等において参加資格として示した業種区分の近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該業務の年度に対応する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者により構成される設計共同体であること。また、各構成員が設計共同体協定書第８条第１項において明示された分担業務に応じた業務区分の近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該業務の年度に対応する一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

４）次のアからオまでに掲げる者でないこと

ア　予決令第70条に該当する者。

イ　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者。

ウ　経営状態が著しく不健全であると認められる者。

エ　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者。

オ　営業に関し法律上必要な資格を有しない者。

⑵　業務形態

１）構成員の分担業務が、業務の内容により当該業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

２）業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと及び一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、２及び３により申請をすることができる。この場合において、４⑴２）の認定を受けていない構成員が設計共同体としての資格が認定されるためには、開札の時までに、４⑴２）の認定を受けることが必要である。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書（押印省略）」により郵送にて通知する。

7　資格の有効期間

６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

設計共同体の名称は、「Ｒ８城崎道路滝地区橋梁予備設計他業務△△・××設計共同体（注１）」とする。

（注１）

△△：代表者の名称（略称で可）

××：構成員の名称（略称で可）

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年６月12日

支出負担行為担当官

国土交通省物流・自動車局長　石原　　大

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○第７号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等特定役務及び数量

自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用及びデータセンタ等の提供業務　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年７月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　国土交通省物流・自動車局自動車情報課　森田　　駿　電話03―5253―8111　内線42153

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年６月12日から令和８年７月３日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be purchased : Duties for the managing of the motor vehicle registration inspection electronic processing system and the providing of data center services, 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 00, 3, July 2026

⑷　Contact point for the notice : MORITA Shun, Registration and Information Division, Logistics and Road Transport Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1―3 Kasumigaseki, Chiyodaku, Tokyo 100―8918, Japan TEL 03―5253―8111 Ex. 42153

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

令和８年６月12日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長　服部　雅彦

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第 27 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　借入物品及び数量　ＳＸイメージングビームライン用楕円偏光アンジュレータの整備　一式

2　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　令和８年７月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒263―8555 千葉市稲毛区穴川４－９－１　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下、「量研」という。）財務部契約課　電話043―206―3014

E-mail：nyuusatsu_qst@qst.go.jp

3　仕様書案の交付

⑴　交付期間　令和８年６月12日から令和８年７月３日まで。

⑵　交付方法　当機構ホームページを確認すること。